

告 示

埼玉県告示第二百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

羽生市岩瀬土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成八年十一月二十六日から令和十五年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県羽生市大字上岩瀬字中妻の一部、大字中岩瀬字中谷、字当摩、字一丁田、字藏敷の全部及び字中岩瀬、字原の各一部、大字下岩瀬字下岩瀬の一部、大字小松字小松、字大門北の各一部、大字桑崎字深田、字下口、字稻荷宮、字中通の全部及び字桑崎の一部、大字上羽生字藏敷、字新田前の全部、南八丁目、西三丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県羽生市大字中岩瀬五百八十八番地一

五 設立認可の年月日

平成八年十一月二十六日

六 変更認可の年月日

令和二年三月二十三日